Chrysanthemum x morifolium Ramat.	Arpocci	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン 愛知県長久手市砂子607番地	第28209号 平成26年６月30日
〃	DELISAVONA	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第27285号 平成26年６月23日
Grammatophyllum Blume	スイート	永利茂信 福岡県小郡市上西鯵坂962番地	第22878号 平成26年６月16日
Pelargonium zonale Group	FIWORED	Elsner pac Jungpflanzen GbR Kipsdorfer Str. 146, 01279 Dresden, Germany	第26009号 平成26年６月30日
Rosa L.	MEIGADRAZ	京成バラ園芸株式会社 東京都墨田区押上一丁目12番１号	第24580号 平成26年６月25日
〃	evanrat	ＬＶＭＨ RECHERCHE 185, Avenue de Verdun, Saint Jean de Braye 45800, FRANCE	第26754号 平成26年６月11日
Trifolium repens L.	HPC-10	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝４丁目17番５号 小林孝之 埼玉県深谷市大谷1654番地	第26389号 平成26年６月23日

○農林水産省告示第千六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年八月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県玖珠郡九重町大字田野字上野二千八百五十五の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第七百七十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年八月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川由良川水系由良川水防災対策事業（大川地区・京都府舞鶴市字丸田小字供田地内から同市字大川小字山添地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　京都府舞鶴市字丸田小字供田、小字宮ノ前、小字下町田、小字上町田及び小字野田、字八田小字布フケ、小字長田、小字家下、小字ハザマ、小字ドケハナ、小字由リ下、小字土穴、小字イノダ、小字ナギサ、小字土橋、小字下中野、小字屋内津、小字高畑、小字上中野及び小字ドキノソリ、字八戸地小字野並びに字大川小字五反畠、小字麻町、小字渡シガ上、小字横町、小字町路、小字家ノ上、小字家ノ下及び小字山添地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、京都府舞鶴市字丸田小字供田地内から同市字大川小字山添地内までの由良川左岸延長2.4㎞の区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川由良川水系由良川水防災対策事業（大川地区）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川由良川水系由良川（以下「由良川」という。）は、京都府、滋賀県及び福井県との府県境に位置する三国岳を水源とし、支川高屋川、支川上林川等と合流しながら、福知山盆地を貫流し、支川土師川と合流し、日本海へ注ぐ幹川流路延長146㎞、流域面積1,880㎢に及ぶ河川である。

由良川は、その流域に福知山市の市街地等を擁し、治水上重要な河川であるが、その流域は、年平均降雨量が2,000㎜に達し、上流部は河床が急勾配である一方、中流部及び下流部は緩勾配で河道断面積が不足していることなどから、上流部で降った雨が下流部に集まりやすい地形となっており、豪雨による洪水から、たびたび浸水被害が発生している。昭和28年９月には由良川流域で戦後最大規模の洪水に見舞われたほか、近年では平成16年10月、平成25年９月などに洪水に見舞われており、平成16年10月の洪水では、死者５名、床上浸水家屋1,251戸、床下浸水家屋418戸の甚大な被害が発生している。

由良川水系の治水対策は、平成11年12月に由良川水系河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）が、平成25年６月に由良川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定（変更）され、整備計画に基づき、基準地点である福知山における目標流量4,900㎥／秒を流下させることなどを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、無堤で河道が狭小なことなどから流下能力が低く、基本方針で定められた計画高水位（以下「本件計画高水位」という。）以下に住家等が存することなどから、水害の危険性が極めて高い本件区間について、輪中堤により住家等を水害から防御するために計画された水防災対策事業であり、本件事業の完成により、本件計画高水位に対応した輪中堤が整備され、流下能力の向上が図られることで住家等を水害から防御することが可能となることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成26年２月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、トノサマガエル、コオイムシ、ヤマトシジミ等が確認されている。メダカ及びヤマトシジミについては、生息環境が一部改変されることから、専門家の指導助言を受け、必要に応じて適切な保全措置を講じることとしている。ミサゴ及びトノサマガエルについては、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから、影響は小さいとされている。コオイムシについては、繁殖環境が一部改変されることから、繁殖時期に配慮して工事を行うなど、保全対策を講じることとしている。